

(仮訳)

著作権法

(2019 年連邦議会議法 第 15 号)

1381 年カソン月黒分 6 日

(2019 年 5 月 24 日)

連邦議会はここに本法を制定する。

第 1 章

名称、施行及び定義

- 1 あ) 本法は著作権法と称する。
い) 本法は、大統領が命令により定める日から施行される。
- 2 本法に使用する用語について以下のとおり定義する。
 - あ) 「国家」とは、ミャンマー連邦共和国をいう。
 - い) 「中央委員会」とは、本法に則り組織された知的財産権に関する中央委員会をいう。
 - う) 「管轄省」とは、連邦政府商業省をいう。
 - え) 「関連省」とは、連邦政府情報省、工業省、農業畜産灌漑省又は教育省をいう。
 - お) 「管轄庁」とは、本法に則り組織された知的財産権庁をいう。
 - か) 「管轄局」とは、管轄省が知的財産に関する業務を実施するための権限を付与した局をいう。
 - き) 「登録官」とは、知的財産権登録業務を実施する管轄局の局長をいう。
 - く) 「知的財産権」とは、知的創作活動により生み出される創作物を保護するために法律により付与される権利をいう。この用語には、著作権、特許権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権が含まれる。
 - け) 「著作権」とは、文学的又は美術的著作物の著作者が、本法律の規定により取得する文学的又は美術的著作物に関する独占的な権利をいう。
 - こ) 「著作隣接権」とは、本法第 14 章に規定される実演家、レコード製作者、放送事業者の独占的な権利をいう。
 - さ) 「文学的又は美術的著作物」とは、第 13 条及び第 15 条に規定される文学的又は美術的著作物並びに二次的著作物をいう。
 - し) 「著作者」とは、本法により保護される文学的又は美術的著作物を自らの知的創作活動により創作した者をいう。
 - す) 「著作権者」とは、以下のいずれかに該当する者、その相続人又は権利を承継した法律に基づいて設立された組織をいう。
 - 1) 著作者

- 2) 著作者以外の自然人又は法人であって、財産的権利を原始的且つ自動的に付与されている者
 - 3) 法に従って財産的権利を譲り受けた個人又は法人
- せ)「著作隣接権者」とは、以下のいずれかに該当する者、その相続人又は権利を承継した法律に基づいて設立された組織をいう。
- 1) 実演家、レコード製作者及び放送事業者
 - 2) 実演家、レコード製作者及び放送事業者のいずれにも該当しない個人又は法人であって、財産的権利を原始的に付与されている者
 - 3) 法に従って財産的権利を譲り受けた個人又は法人
- そ)「権利者」とは、著作者、著作権者又は著作隣接権者をいう。この用語には、著作権又は著作隣接権の譲受人、利用許諾を得た者及び相続人を含む。
- た)「実演家」とは、演奏家、歌手、俳優、舞踏家又は文学的又は美術的著作物又は伝統慣習の表出を演技、演奏、歌唱、舞踏、通訳、朗読その他の方法で実演する者をいう。
- ち)「実演」とは、
- 1) 動画著作物及び映画著作物以外の文学的又は美術的著作物にあつては、それを直接、中間機器経由、又は活動の一環として行う朗読、歌唱演奏、舞踏、演技その他の方法で演ずること
 - 2) 動画著作物又は映画著作物にあつては、影像を順序立てて表示し、及びそれに付随して音を再生すること
 - 3) レコードにあつては、録音された音を再生すること、をいう。
- つ)「製作者」とは、動画著作物又は映画著作物の製作を主導、又はレコードに最初に実演の音その他の音を固定若しくは最初に音の上演を固定することを主導した自然人又は法人をいう。
- て)「編集著作物」とは、選択及び配列することにより知的創造性が形成された文学的又は美術的著作物をいう。
- と)「共同著作物」とは、二人以上の著作者が、一つの著作物を作るために共同して創作活動を行った文学的又は美術的著作物をいう。
- な)「動画著作物」とは、音が含まれているかどうかにかかわらず影像を表示し、音が含まれている場合にはそれを再生する連続的に動く影像からなる著作物をいう。
- に)「映画著作物」とは、可視影像が順序良く並べられ、動く影像として連続的に表示される、又はそのように表示されるように他の媒体に記録された、音楽が含まれる動画著作物をいう。
- ぬ)「実用工芸品」とは、手作業又は産業技術により製作された、実用的な、又は実用品に組み合わされる創用工芸品をいう。

- ね)「レコード」とは、実演の音その他の音、又はそれらの音が蓄音機用音盤、録音テープ又はその他の媒体に固定されたもの（動画著作物が固定されたものを除く。）をいう。
- の)「写真著作物」とは、影像を焼き付け又は影像を生成することのできる媒体上に、化学的方法、電磁的方法又はその他の方法で、光を捕捉又は光を発生させることにより作られた創作物をいう。
- は)「画像と音の固定」とは、実演の画像、音声、画像と音声の両方、その他の音又は動く影像若しくは放送を、再生し、複製し、又は送信することができるようにテープ、ディスク又はその他の媒体に最初に固定することをいう。
- ひ)「放送」とは、文学的又は美術的著作物、実演又はレコードを、ラジオ又はテレビのように有線若しくは無線により公衆に送信（衛星経由での送信を含む。）することをいう。
- ふ)「伝統慣習の表出」とは、有形又は無形の伝統文化及び知識を表出し、表示し、表現する以下の各行為、又はそれらの併用を含む表出物をいう。
- 1) 口伝の物語、小説、神話、詩、なぞなぞ、語り、語彙、しるし、名前及び記号
 - 2) 音楽の表出である歌及び節回し
 - 3) 身体の動きの表出である舞踏、演劇、儀式、慣習
 - 4) (芸術として独自に創作された)有形表出物である記述、装飾作品、身体上への着色を含む着色、彫刻、打物、ろくろを用いて制作する作品、磁器、陶器、色付きガラス又は宝石を用いた絵、木製作品、金属製品、宝飾品、石版印刷、織物作品、刺繍作品、衣服、ガラス製品、絨毯、時代衣装、手工芸品、楽器、建築、歴史的な文字資料である貝葉文書、折り畳み本、碑文、レンガ文、鐘文、壁文
- へ)「コンピュータープログラム」とは、コンピューター上である作業を実行することができるように、又は結果を導くことができるように、コンピューターが判読可能な媒体に記録された文字、記号、配列その他の方法により表出された一連の指示をいう。
- ほ)「著作権及び著作隣接権管理情報」とは、以下の情報をいう。
- 1) 文学的又は美術的著作物、文学的又は美術的著作物の著作者、著作物の権利の所有者を表す情報
 - 2) 文学的又は美術的著作物の使用に関する条件についての情報
 - 3) 実演家、実演、レコード製作者、若しくはレコード及び実演又はレコードの権利の所有者を表す情報
 - 4) 実演又はレコードの使用に関する条件についての情報
 - 5) 第1項、2項、3項及び4項に規定する情報を、著作物、実演及びレコ

ードを公衆に向けて送信し又は送信できるようにするに当たり、著作物、固定された実演及びレコードの複製物に表示する当該情報を代理する番号又は記号

- ま)「技術的保護手段」とは、権利者の許諾なく、文学的又は美術的著作物又は著作隣接権に関連する著作物を使用及び入手されることを防止し、又は制限するために常時管理する技術、機器又はその一部をいう。
- み)「複製」とは、文学的又は美術的著作物又はレコードについて、複写、模倣、模写その他あらゆる方法により、一つ以上の複製物を作成すること（電磁的手段により恒久的又は暫定的に保存することを含む。）をいう。
- む)「公衆送信」とは、文学的又は美術的著作物、実演、レコード又は放送を、有線、無線、インターネットその他の通信手段により公衆に送信すること（公衆があらゆる時間と場所からアクセスすることを可能にすることその他の送信可能化を含む。）をいう。
- め)「公衆頒布」とは、文学的又は美術的著作物、固定された実演又はレコードの原本又は複製物である有形物を販売又はその他の方法で著作権又は著作隣接権を移転して流通させること（販売目的での輸入、インターネットへのアップロード、公衆への販売を含む。）をいう。
- も)「出版著作物」とは、文学的又は美術的著作物にあっては著作者の許諾を得て複製され、動画著作物、映画著作物又はレコードにあっては製作者の許諾を得て出版のために複製された著作物をいう。
- や)「視覚障がいに関する受益者」とは、以下の者をいう。
 - 1) 先天的視覚障がい者
 - 2) 視覚、知覚又は読字に関する能力を備えている者と同等の能力の発達が見られないために、印刷された文字を読むことができない者
 - 3) 身体障がいのために、本を持つこと、本を読むために通常必要な距離で焦点を合わせることは又は目を動かすことのできない者
- ゆ)「責任団体」とは、視覚障がいに関する受益者が利用可能なように変更を加えた本または情報、教育、訓練を、非営利で提供することを、中央委員会が許可した団体をいう。
- よ)「著作権又は著作隣接権集中管理団体」とは、著作者、著作権者及び著作隣接権者の合意に基づき、著作権及び著作隣接権を本法に従って保護するために、著作権及び著作隣接権の管理を非営利で行う団体をいう。
- わ)「著作権又は著作隣接権侵害物」とは、権利者の許諾なく作成された複製物及び本法に定める著作権又は著作隣接権を直接又は間接的に侵害して作成された複製物をいう。
- を)「知的財産権裁判所」とは、法律に基づき連邦最高裁判所により設立された知

的財産に関する事案の裁定を行うための裁判所、又は管轄権を付与された裁判所をいう。

ゑ)「加盟国」とは、国家が加盟する著作権又は著作隣接権に関する協定、条約、合意、又はそれらに関連する国際機関若しくは地域機関の加盟国をいう。

第2章

目的

3 本法の目的は以下のとおりである。

あ) 文学的又は美術的著作物、実演、レコード製作及び放送のさらなる発展を通じて、文学的又は美術的著作物の製作水準を向上させること

い) 著作者及び著作権者の権利を本法に則り保護すること

う) 実演家、レコード製作者、放送事業者の著作隣接権を保護すること

え) 伝統慣習の表出の保護奨励に貢献すること

第3章

中央委員会の組織及び責務

4 連邦政府は、

あ) 知的財産に関する機能を監督するため、知的財産に関する中央委員会を以下のとおり組織するものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 副大統領 | 議長 |
| 2) 連邦管轄省の大臣 | 副議長 |
| 3) 関連省の副大臣 | 委員 |
| 4) その他関連する省の副大臣又は局長 | 委員 |
| 5) 4名以内の知的財産権に関する専門家 | 委員 |
| 6) 2名の非政府機関の代表者 | 委員 |
| 7) 連邦大統領が任命した者 | 書記 |
| 8) 管轄局の局長 | 副書記 |

い) あ項により組織された中央委員会は適宜再編することができる。

5 中央委員会の責務は以下のとおりとする。

あ) 国内における知的財産権関連事業の健全な発展のため、知的財産権に関する方針、戦略、事業計画等を策定すること

い) 知的財産権に関する方針、戦略、事業計画の実施を指揮監督すること

う) 知的財産制度を通じ、国の経済、外国投資、中小企業の発展を促進するために指導すること

え) 知的財産関連活動の発展のために必要な人材育成を促進すること

お) 知的財産制度の発展及びその健全な運用のため、関連する政府の局、政府機関、

その他機関及び民間事業者と協働すること

か) 技術及びその他必要な支援を得るため、国内外の団体との協議を奨励し、実施すること

き) 視覚障がいに関する受益者のための責任団体設立申請を審査し、認可すること

く) 連邦政府が適宜委任する知的財産権関連活動を実施すること

第4章

管轄庁の組織及び責務

6 中央委員会は、

あ) 連邦政府の承認を得て、知的財産庁を以下のとおり組織するものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 中央委員会書記 | 議長 |
| 2) 管轄省及び管轄庁に関連する省の局長 | 委員 |
| 3) 8名以下の知的財産権に関する専門家 | 委員 |
| 4) 5名以下の非政府組織の代表者 | 委員 |
| 5) 管轄局の局長 | 書記 |
| 6) 管轄局管轄課の責任者 | 副書記 |

い) あ項より組織された管轄庁は適宜再編することができる。

7 管轄庁の議長は、副大臣級の職位であるとみなす。

8 管轄庁の責務は以下のとおりとする。

あ) 著作権関連活動を調整すること

い) 著作権制度の発展のため中央委員会が定める著作権に関する方針、戦略、事業計画及び人材育成業務を実施すること

う) 著作権又は著作隣接権に関する協定、条約、合意等への国の加盟に向けた研究及び中央委員会への報告を行うこと

え) 国が加盟する著作権又は著作隣接権に関する協定、条約、合意等の規定を実施すること

お) 著作権に関連する国内団体、国際機関、地域機関、加盟国と協力すること

か) 著作権又は著作隣接権侵害についての権利行使を行うため、中央委員会の承認を得た上で、必要な作業部会を組織し、それら部会の責務を制定すること

き) 著作権関連活動を実施するため、中央委員会の承認を得た上で、必要な作業部会を組織し、それら部会の責務を制定すること

く) 登録官の決定に対する不服申立について裁決すること

け) 連邦政府の同意を得た上で、中央委員会を通じて、本法に則り徴収される費用を決定すること

こ) 著作権登録の許可を行う際に使用する印章を承認し、指定すること

さ) 事業報告書及びその他必要な報告書を中央委員会に提出すること

- し) 著作権に関する年次報告書を中央委員会に提出すること
- す) 中央委員会が適宜委任する知的財産権関連活動を実施すること

第5章

管轄局の責務

- 9 管轄局の責務は、以下のとおりとする。
 - あ) 著作権登録に関する事項を公示すること
 - い) 著作権登録簿を管理すること
 - う) 知的財産権の分野ごとに設置された部署の活動を指揮監督すること
 - え) 管轄庁が適宜委任する知的財産権関連活動を実施すること

第6章

登録官の任命及び責務の制定

- 10 管轄省は、管轄局における知的財産関連業務を実施するため、管轄庁からの提言に基づき登録官を任命することができる。
- 11 登録官の責務は以下のとおりとする。
 - あ) 著作権及び著作隣接権に関する登録業務を指揮監督すること
 - い) 著作権及び著作隣接権に関する登録申請を審査すること
 - う) 著作権及び著作隣接権に関する登録業務の実施に当たり、関係者を召喚及び調査並びに必要な書類の提出要求を行うこと
 - え) 著作権及び著作隣接権に関する登録事案の決裁を行うこと
 - お) 中央委員会及び管轄庁が委任する知的財産関連業務を実施すること

第7章

適用範囲

- 12 本法の規定は、以下の文学的又は美術的著作物、実演家及び実演、レコード製作者及びレコード並びに放送及び放送事業者の保護のために適用される。
 - あ) 文学的又は美術的著作物にあつては、
 - 1) 国民又は国内定住者による著作物（出版の有無を問わない）
 - 2) 国内で初めて出版された著作物、又は国外で初めて出版された日から30日以内に国内で出版された著作物（著作者が国民又は国内定住者であるか否かを問わない）
 - 3) 国内に事務所を設置し、又は定住している製作者の動画著作物及び映画著作物
 - 4) 国内に建設された建築著作物及び国内に所在する建物又はその他の構

造物に組み込まれた美術著作物

- い) 実演家にあつては、
 - 1) 国民又は国内定住者
 - 2) 国民又は国内定住者であるかにかかわらず、
 - ア) 国内で行われた実演
 - イ) 本法が保護するレコードに固定されている実演、又はレコードに音が固定されていないものの、本法が保護する放送に含まれている実演
- う) レコードにあつては、
 - 1) 国民が製作したレコード
 - 2) 国内で初めて音が固定されたレコード
 - 3) 国内で初めて発行されたレコード、又は国外で初めて発行された日から30日以内に国内で発行されたレコード（レコード製作者が国民又は国内定住者であるかを問わない）
- え) 放送にあつては、
 - 1) 国内に本部を置く放送事業者の放送
 - 2) 国内に設置された放送機器から放送された放送
- お) 国家が加盟する協定、条約、合意に基づき保護されるべき文学的又は美術的著作物、実演、レコード及び放送

第8章

保護を受ける文学的又は美術的著作物、及び保護を受けない文学的又は美術的著作物に関する事項

- 13 以下に該当する創作物である文学的又は美術的著作物は保護される。
- あ) 本、パンフレット、詩、小説、記事、コンピュータープログラム及びその他の記述
 - い) 演説、講義、スピーチ、説教及びその他の口述
 - う) 演劇及び演劇音楽著作物、身体的表現を用いた演技、舞踏著作物及びステージ上で上演されるその他の文学的又は美術的著作物
 - え) 曲及び音楽著作物（歌詞の有無を問わない）
 - お) 映像著作物（映画著作物を含む）
 - か) 建築著作物

- き) デッサン¹、スケッチ²、絵画³、木製彫刻物、鋳造物、彫刻物、色ガラスや宝石等による装飾、木を用いた製作物、ろくろを用いた製作物、金属製品、陶器、装飾品、手工芸品、時代衣装、少数民族の伝統衣装及び身なり
 - く) 石版印刷、織物作品、刺繍作品、その他の美術著作物
 - け) 写真
 - こ) 実用工芸品
 - さ) 織物の模様
 - し) 地理情報、地形表示、建築物、科学技術に関する模型、地図、実施計画、図面、三次元作品
- 1 4 文学的又は美術的著作物の表現方法若しくは形状、又はそれらの構成要素、質、及び目的にかかわらず、創作性が含まれていれば、その文学的又は美術的著作物は保護される。
- 1 5 以下の二次的著作物は、既存の文学的又は美術的著作物を侵害しない限りにおいて保護される。
- あ) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、配列⁴並びにその他の方法による変更及び変形
 - い) 伝統習慣の表出の編纂⁵を含む文学的又は美術的著作物の編纂
 - う) 選択又は配列により情報が機械又はその他の方法により判別可能な集合であって、その集合に創作性が認められるもの。ただし、集合に含まれる情報は保護とは無関係なものとする。
- 1 6 第 13 条、14 条、及び 15 条の規定にかかわらず、文学的又は美術的著作物、又は著作隣接権の目的となるものが以下のいずれかに該当する場合、著作権又は著作隣接権の保護は及ばない。
- あ) 思想、手続、作業手順、数学的概念、基本原則、調査結果又はデータ
 - い) 単なる報道にすぎない性質を有する時事の記事その他の雑報
 - う) 憲法及び法令
 - え) 規則、規程及び細則、政府機関、政府組織及び各局が発行する命令、通知、指令及び手順書
 - お) 判決及び命令
 - か) う項からお項までに含まれる事項の政府による公式翻訳及び編纂

¹ 描かれたもの

² 線を引っ搔いたもの

³ 色を塗られたもの

⁴ 並べること

⁵ まとめること

第9章

保護期間

- 17 文学的又は美術的著作物に関して、本法に基づく登録がない場合でも、
- あ) 財産的権利の保護期間は以下のとおりとする。
- 1) 著作者の生存期間に加えて死後50年
 - 2) 共同著作者による文学的又は美術的著作物にあっては、最後の著作者の生存期間に加えて死後50年
 - 3) 動画著作物又は映画著作物にあっては、著作者の許諾を得て公表した年から50年、又は公表していない場合は著作物を製作してから50年
 - 4) 無名、変名、又は別名を用いて発行した文学的又は美術的著作物の場合は、合法的に公表した年から50年。ただし、当該期間が終了する前に著作者が誰であるか判明した場合は、1号及び2号に規定される期間
 - 5) 政府機関、政府組織による文学的又は美術的著作物（第16条の規定により保護されないものを除く。）にあっては、政府機関、政府組織が、最初の著作権者として文学的又は美術的著作物を創作し、公表し、又は最初に発行した日のうち、最も遅い日が属する年から50年
 - 6) 実用工芸品にあっては、その著作物を製作してから25年
- い) 著作者人格権の保護期間は、著作者の生存期間に加えて、死後無期限とする。
- う) あ項に規定する保護期間は、著作者の死亡した年、著作物の製作、合法的な公表、又は最初の発行年の翌年の1月1日から起算する。

第10章

財産権及び人格権

- 18 著作者又は著作権者は、第12条の規定に違反しない限りにおいて、以下の行為を自ら実施し、又は他人に実施を許可する独占的な財産権を有するものとする。
- あ) 複製
- い) 翻訳、翻案、編集、その他の方法による変更又は修正
- う) 原本又は複製物の販売、又はその他の方法による所有権の移転による公衆頒布
- 例外 著作者又は著作権者の承諾に基づいて販売その他の方法で所有権が移転した著作物の原本又は複製物については、頒布権は適用されない。
- え) コンピュータープログラム、動画著作物、映画著作物、レコードに含まれる文学的又は美術的著作物、データベース、記号による音楽著作物の原本又は複製物の公衆への貸与
- 例外 コンピュータープログラムに関して、プログラムそのものが貸与の主

な内容でない場合は、貸与権は適用されない。

- お) 公衆に対する実演
 - か) 放送
 - き) その他の方法による公衆送信
 - く) 自らが創作した文学的又は美術的著作物の編纂
- 19 著作者又は著作権者は、自らの財産権を、本法第13章の規定に基づき他人に移転することができる。
- 20 著作者は、文学的又は美術的著作物に関して、第18条に規定される権利を保有していない場合でも、以下の著作者人格権を独占的に有するものとする。
- あ) 著作者であることを主張する権利、及び公衆が使用する文学的又は美術的著作物の複製物に著作者として自身の名前を表記する権利
 - い) 公衆に公表するために合法的に製作された文学的又は美術的著作物の複製物に変名、別名を表記していた場合は、その変名、別名を表記する権利
 - う) 文学的又は美術的著作物に関して、自身の尊厳や名誉を損なう著作物の変更、切除その他の改変又は自らの著作物との関係において傷つけるようなその他の行為に対して異議を唱える権利
- 21 著作者は、
- あ) 死亡した場合、著作者の遺言若しくは法律に基づく相続人、又は著作者の死亡前に法律に従って移転を受けた個人若しくは法人が、第20条に規定される権利を行使する権利を有する。
 - い) 特定の利用のために著作者人格権を放棄することができる。かかる権利放棄は、署名した書面によって行わなければならない。

第11章

財産権の原始取得

- 22 文学的又は美術的著作物を創作した著作者は、財産権を原始的に取得する。その際、
- あ) 共同著作者の文学的又は美術的著作物にあつては、
 - 1) 共同著作者は財産権の原始取得者となる。
 - 2) 共同著作者の著作物が、各部分を独立して利用することができ、各部分の著作者を特定できる場合は、各自が創作した部分についての財産権の原始取得者となる。
 - い) 動画著作物又は映画著作物にあつては、
 - 1) 製作者は、別段の合意がない限り、財産権の原始取得者となる。
 - 2) 動画著作物又は映画著作物を製作した著作者の財産権は、当該動画著作物又は映画著作物を製作する際に翻案した文学的又は美術的著作物を創作した著作者の財産権を侵害してはならない。

う) 編集著作物については、別段の合意がない限り、文学的又は美術的著作物を編集するに際して指揮した個人又は法人が財産権の原始取得者となる。

え) 写真著作物にあっては、

- 1) 創作的な撮影を行った撮影者が、財産権の原始取得者となる。
- 2) 撮影者が、他者との書面による個別の合意に基づき報酬を得て撮影を行い、その合意内容への反論が無い場合は、写真著作物の創作を依頼した者が財産権の原始取得者となる。

お) 文学的又は美術的著作物を創作するための雇用契約に基づき、又は当該契約の結果として、賃金の支払いを受けて雇用されている労働者が労働時間内に文学的又は美術的著作物を創作した場合は、別段の合意がない限り、雇用者が財産権の原始取得者となる。

解説 雇用者には、雇用者の合法的な管理代表者、民間事業者において雇用者が死亡した場合は当該者の相続人、及び株式の相続者が含まれる。

2 3 著作者及びその代理人に関して、

あ) 文学的又は美術的著作物において、著作者が使用している名前、変名又は別名による表記に関して、反証が無い、又は疑問の余地がない場合は、その個人を文学的又は美術的著作物の著作者とみなす。

い) 変名、別名又は無名の文学的又は美術的著作物について、

- 1) 表示されている発行者名に反証が無い場合は、発行者が著作者を代表するものとみなし、著作者の財産権及び著作者人格権を有する。
- 2) 著作者が誰であるか判明した場合は、第1号に規定される権利は停止されなければならない。

第12章

財産権の制限及び例外

2 4 第18条あ項の規定にかかわらず、個人は私的な利用目的で、発行された文学的又は美術的著作物の一部を権利者の許諾を得ずに複製することができる。当該複製は、フェアユースに合致し、文学的又は美術的著作物の通常の使用方法に違反せず、著作者及び著作権者の合法的な利益を不合理に侵害しないものでなければならない。本条の例外規定は、以下の場合には適用しない。

あ) 建物その他の構築物の形式での建築著作物の複製

い) 本又は記号形式での音楽著作物の全部又は主要な部分の複製

う) データベースの全部又は主要な部分の電磁的方法による複製

え) 第30条の規定に合致しないコンピュータプログラムの複製

2 5 第18条あ項の規定にかかわらず、以下のすべての条件を充足する場合には、文学的又は美術的著作物の一時的複製を許可しなければならない。

- あ) 文学的又は美術的著作物を電磁的方法により送信する作業を行う過程、又は電磁的方法により保存してある文学的又は美術的著作物を可視化する過程で行う複製であること
- い) あ項に基づき複製する権利を有する個人による行為であること
- 2 6 あ) 第 18 条あ項の規定にかかわらず、合法的に公衆に公表された文学的又は美術的著作物の一部は、権利者の許諾を得ずに引用の形式で複製を行うことができる。
- い) あ項に基づく複製は、公正な慣行に合致していなければならない、かつ当該目的との関係で正当化される分量を超過してはならない。
- う) 引用する文学的又は美術的著作物において、著作者名が表示されている場合、当該著作者の氏名及び引用元情報を明示しなければならない。
- 2 7 第 18 条あ項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する複製は、権利者の許諾を得ることなく行うことができる。当該複製は公正な慣行に合致していなければならない、かつ当該目的との関係で正当化される分量を超過してはならない。また、複製物には、著作者名及び複製を行う文学的又は美術的著作物の引用元情報をできるかぎり表示しなければならない。
- あ) 発行された著作物の一部又は記事（新聞、雑誌、ジャーナルに掲載されたものを含む。）の一部を教育目的で複製すること
- い) 教育機関が教育を行う際に使用する、印刷された教科書及び電子的方法で作成された教科書に、あ項に基づき複製した複製を掲載すること（電子的方法で作成された教科書は、それを使用する権利のある教師及び学生のみが使用することのできる安全なネットワーク上に蔵置されなければならない。）
- う) 当該教科書を学ぶ個人が私的に利用するため、又は図書館の蔵書とするために、印刷又は電子的方法で作成された文学的又は美術的著作物の一部を自身が執筆する文章、学術論文に組み入れて利用すること
- 2 8 第 18 条あ項の規定にかかわらず、図書館及び公文書館⁶（自らの活動について直接的にも間接的にも商業的な収入を得ていないものに限る。）は、文学的又は美術的著作物を、権利者の許諾を得ることなく、以下の事項のために一部複製することができる。
- あ) 文学的又は美術的著作物を複製する場合は、発行された記事その他の文学的又は美術的著作物の一部又は引用部分であり、複製の目的が個人からの依頼に対応することでなければならない。その際、当該複製は、
- 1) その複製物が学習、教育、又は私的研究を目的として作成されることを、図書館又は公文書館が了解していること

⁶ registry

2) それぞれが分割されており関連性がない場合に、個別の複製をすること
い)複製物の保管及び必要に応じて代替するための複製、又は複製物が他の同種の
図書館若しくは公文書館による収集、検索、保管の際に紛失、破損、貸与のため
使用不可能となり、それを代替する目的で行われる複製でなければならない。
その際、その複製は、

1) 複製物を取得するために努力し探索したが、取得不可能であることが確
実な状況であること

2) それぞれが分割されており関連性がない場合に、個別の複製をすること

う)文学的又は美術的著作物の保存及び代替目的のための複製は、以下のとおり行
うことができる。

1) 図書館又は公文書館は、機関として収集活動を行う際に、文学的又は美
術的著作物又はその複製物が不完全な場合、又は市場若しくは発行者か
ら取得することができなかつた場合、他の図書館又は公文書館から必要
な部分の複製物を取得することができる。

2) 図書館又は公文書館は、権利者から又は市場を通じて若しくは発行者か
らの許諾を得るため努力したが得られなかつた場合、文学的又は美術的
著作物の複製を製作することができる。

3) 1項及び2項に基づき製作された複製物は、図書館又は公文書館の敷地
内で利用者が閲覧利用できる。さらに、図書館又は公文書館は、利用者
の私的利用及び敷地内での閲覧用に当該複製物を貸与することができ
る。

え)図書館は、郵便、ファックス、又は安全な電子的方法により、所有する著作物
の複製物を相互に提供することができる。この場合、電子ファイルの複製物は、
紙の複製物として印刷したあと直ちに削除しなければならない。複製物を受
領した図書館は、当該図書館の利用者に対して紙の複製物を提供することが
できる。本項に基づく複製物の作成及び提供業務は、重ねて行ってはならない。

お)図書館又は公文書館は、利用者向けの文学的又は美術的著作物を必要な言語で
入手できない場合、教育又は研究目的のために、合法的に取得され、又は合法
的利用権を有する文学的又は美術的著作物の翻訳をすることができる。この
翻訳物は他の目的のために利用させてはならない。

か)個人又は団体は、非営利での公衆への情報伝達を目的として、少数言語からの
又は少数言語への文学的又は美術的著作物の翻訳をすることができる。

29 第18条あ項、か項及びき項の規定にかかわらず、文学的又は美術的著作物の参照
資料及び著作者名がある場合は、その参照元及び氏名を表記すれば権利者の許諾
を得ることなく以下の行為を行うことができる。

あ)発行された新聞若しくは定期刊行物又は放送で報道されている同様の内容に

係る現在の政治、経済、宗教に関する記事を、新聞若しくは定期刊行物において複製し、又は放送し、若しくは公衆送信すること

例外 権利者が、関係機関による複製、放送又は公衆送信を明確に禁止した場合、これを行ってはならない。

い) 時事問題を報告するために、既に発行又は放送された文学的又は美術的著作物の抜粋を、適切な複製、放送又はその他の方法により公衆送信すること。

う) 時事問題を説明する目的で、公衆向けに行われる政治演説、講義、スピーチ、説教、又はその他同様の文学的又は美術的演説、講話等を、新聞、定期刊行物その他の方法により発行又は複製し、放送又はその他の方法により公衆送信すること。その際、これらの行為は非営利目的かつ必要な範囲内であればならない。

30 コンピュータープログラムに関して

あ) 第18条あ項及びい項の規定にかかわらず、コンピュータープログラム複製物の合法的な所有者は、以下の条件を満たす場合、権利者の許諾なくコンピュータープログラムを複製又は翻案することができる。

- 1) コンピュータープログラムを入手した目的及び範囲においてそのコンピュータープログラムを利用する場合
- 2) 合法的に所有するコンピュータープログラム複製物を記録として保存する場合、及びプログラムの複製物が紛失、損壊、利用不可能となり代替する必要が生じた場合
- 3) コンピュータープログラム所有者による私的利用のための予備としてコンピュータープログラムを複製する場合

い) あ項に規定された目的以外の目的のためにコンピュータープログラムの複製物又は原本を翻案してはならない。また、当該コンピュータープログラムの複製物を、合法的に継続して所有する権利が終了した場合は、当該複製物又は翻案したコンピュータープログラムを削除しなければならない。

31 個人は、権利者の許諾を得ずに、非営利目的で文学的又は美術的著作物の複製物を国内に持ち込むことができる。

32 あ) 第18条あ項の規定にかかわらず、放送事業者は、所有する機材を用いて自らが放送する権利を有する文学的又は美術的著作物の一時的記録を作成することができる。

い) 特別な文学的又は美術的著作物の場合は、その一時的記録を政府の公文書館に保管用に送付することができる。

33 あ) 第18条あ項、う項、お項、き項の規定にかかわらず、以下の条件を満たす場合、責任団体は権利者の許諾を得ることなく文学的又は美術的著作物、実演、レコード、放送から利用可能な形態の複製を作成し、他の責任団体からそのよ

うな複製を取得し、視覚障がいに関する受益者に対して、非営利目的での提供及び有線若しくは無線の通信を含めたあらゆる方法で当該複製物を提供することができる。

- 1) あ項に規定された事業を実施しようとする責任団体が、当該文学的又は美術的著作物又はその複製物を合法的に利用する権利を有すること
 - 2) 文学的又は美術的著作物を、利用可能な複製物に変換する際に、視覚障がいに関する受益者が理解できるようにすること以外の変更を加えることなく、その複製物に含まれる情報の手引きを与えること
 - 3) 当該複製物が、視覚障がいに関する受益者のみの使用のために提供されること
 - 4) 非営利の活動であること
- い) 視覚障がいに関する受益者本人又は保護者若しくは養育者を含む代理人は、当該受益者が私的に使用するための複製物を作成することができるほか、合法的利用権を有する著作物又はその著作物の複製物を利用可能な形態の複製物として作成し、利用することを支援できる。
- う) 責任団体は、権利者の許諾を得ることなく、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約加盟国である他国の責任団体に対して、当該受益者が利用可能な形態の複製物を頒布し、又は当該受益者に個別利用権を付与することができる。
- え) 責任団体は、権利者の許諾を得ることなく、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約加盟国である他国に居住する視覚障がいに関する受益者に対して、利用可能な形態の複製物を頒布し、又は当該複製物の利用権を付与することができる。
- お) 視覚障がいに関する受益者が利用しやすい形態の複製物を頒布し、又は利用可能な状態にする前に、他人がそれを利用できることを責任団体が知らず、又は合理的に知ることができる状況になかった場合、う項及びえ項に規定に基づく許諾が適用されうる。そのような頒布又は利用可能化は、特別な場合に限ったものであり、著作物の通常の利用に反せず、権利者の合法的な利益を不合理に侵害しないものでなければならない。

第 13 章

財産権の移転

- 3 4 あ) 著作権者は、財産権の全部又は一部を、個人又は法人に移転することができる。
- い) 著作権者は、以下のいずれかの方法により、財産権を個人又は法人に移転する

ことができる。

- 1) 現行法又は慣習に基づく相続
- 2) 遺言能力を有する者の遺言による移転
- 3) 贈与又は寄付
- 4) 現行法に基づく所有権の移転
- 5) 許諾による利用権の付与

う) 著作隣接権者は、関係する権利者全員の合意を得て、い項に規定されたいずれかの方法により、財産権を個人又は法人に移転することができる。

え) 著作権者又は著作隣接権者による財産権の移転は、署名した書面によって行わなければならない。

3 5 登録された著作権又は著作隣接権を移転させる場合は、

あ) 移転を受ける者は、移転を登録するために、所定の移転登録料を納付して登録官に申請することができる。

い) 移転を許可した記録を修正又は抹消する場合は、両当事者が、参考資料を添えて、所定の規定に従い登録官に申請することができる。

3 6 登録官は、第 35 条の規定による登録申請に関して、移転、修正、又は抹消を登録し、所定の方法で公示しなければならない。

第 14 章

実演家、レコード製作者及び放送事業者に関する権利及び保護期間

3 7 実演家は、以下の行為を自ら行い、又は他人が行うことを許可することについての財産権を有するものとする。

あ) 以下のいずれかの行為による放送又は公衆送信を除く、固定されていない自らの実演の放送又は公衆送信

- 1) 実演家の許諾を得て行う実演の固定、又は関連する実演家の許諾なく行う第 41 条に規定される事項の実施
- 2) 事業者自らが行う実演の最初の放送又は当該事業者の許諾に基づいて行う放送

い) 固定されていない自身の実演を固定すること

う) 自身の実演の固定を、あらゆる方法または形態により直接的又は間接的に複製すること。

え) 自身の実演を固定した物又はその複製物を公衆に頒布すること（実演家の許諾に基づく実演を固定した複製物の販売又は当該複製物の所有権の移転を除く。）

お) 自身の実演を固定した物又はその複製物を公衆に有償貸与すること

か) 固定された実演を公衆が希望する日時と場所で、有線、無線その他の方法によ

り利用可能な状態にすること

38 実演家の権利に関して

- あ) 実演家は、財産権とは独立して、自身の財産権を移転していた場合であっても、現に行っている聴覚上の実演、又は映像と音声に関する媒体に固定されている実演について、省略することが実演の使用の態様により指定されている場合を除き、自らがその実演の実演家であることを主張する権利、及び自身の尊厳と名誉を損なうおそれがある自身の実演の変更、切除その他の改変に異議を唱える権利を有する。
- い) 本条による実演家の財産権の保護期間は、実演の映像と音声を媒体に固定した年の翌年から 50 年後の年末までとし、映像と音声を固定していない場合は、実演が行われた年の年末から 50 年後の年末までとする。実演家の著作者人格権の保護期間は、実演家の生存期間に加えて、死亡日から無期限とする。
- う) 本条の規定は、実演について実演家により有利な条件で契約を締結した場合には適用されない。

39 レコード製作者の権利に関して、

- あ) 製作者は、以下の行為を自ら行い、又は他人が行うことを許可する独占的な財産権を有する。
- 1) レコードをあらゆる方法又は形態により直接的又は間接的に複製すること
 - 2) レコードの複製物を国内へ輸入すること
 - 3) レコードの原本又は複製物を公衆に頒布すること（製作者が許諾を与えて他国で販売し、又はその所有権を移転したレコードの原本又は複製物を除く。）
 - 4) レコードを公衆に有償貸与すること
 - 5) レコードを、公衆が使用を希望する場所と時間において、有線又は無線により利用可能とすること。
- い) レコードを発行した時から、発行した年の翌年から 50 年後の年末まで、又はレコードを発行していない場合は、レコードに最初に固定した年の翌年から 50 年後の年末まで、本法に則りレコード製作者の権利を保護しなければならない。

40 放送事業者の権利について

- あ) 放送事業者は、以下の行為を自ら行い、又は他人が行うことを許諾することについての独占的な権利を有する。
- 1) 放送を再放送すること
 - 2) 放送を公衆送信すること
 - 3) 放送の映像と音声を固定すること

4) 映像と音声を固定した放送を複製すること

い) 公衆が直接受信することを目的としない衛星経由の放送は、受信権限のある事業者が放送し、又は公衆送信することができる。その際、送信は当該事業者の許諾を得てのみ行うことができる。

う) 本条に規定される放送事業者の権利は、最初に放送した時から、放送が行われた年の翌年から 20 年後の年末まで保護しなければならない。

4 1 第 37 条、38 条、39 条、40 条及び 42 条の保護に関する規定は、以下の行為には適用されない。

あ) 時事問題を情報として伝えるために適切な範囲内での一部抜粋の使用

い) 科学的研究をするための複製

う) 対面での教育活動における使用を目的とした複製（教育又は指導用資料として発行された実演及びレコードを除く。）

え) 本法第 12 章の規定により利用する文学的又は美術的著作物における、実演、レコード又は放送の使用

例外 以上の行為は当該著作物の通常の使用方法に違反してはならず、権利者の正当な利益を不合理に侵害しないものでなければならない。

4 2 あ) 営利を目的として頒布又は製作されたレコードを、放送、公衆送信、公衆向けの娯楽に使用した場合、使用した者は、実演家又は実演家及びレコード製作者に対して、契約に基づき適切な対価を支払わなければならない。

い) 実演家及びレコード製作者の間に別段の合意が無い場合、あ項に基づいて受領した対価は、製作者が規定に従って関係者に分配しなければならない。

う) 本条に基づくレコードの利用から得られる報酬に関する権利は、レコードを最初に発行した日の属する年の翌年から 50 年後の年末まで保護しなければならない。当該レコードは、第 39 条い項により引き続き保護を受ける。

え) 本条により、有線又は無線により公衆が希望する場所と時間で利用できるようにしたレコードは、営利を目的として発行されたものとみなす。

第 15 章

著作権又は著作隣接権管理情報の保護及び技術的保護手段

4 3 あ) 著作権又は著作隣接権管理情報に関して、

1) 電子的管理情報を権利者の許諾なく削除又は変更してはならない。

2) 本法が保護する文学的又は美術的著作物、著作隣接権の対象となる実演等又はその他の事項について、1号による削除又は変更を行った後で、頒布、頒布目的での輸入、放送又は公衆送信を行ってはならない。

い) あ項の規定は、公共政策又は治安を目的として法律により認められた連邦政府の行政行為には適用されない。

4 4 技術的保護手段に関して

あ) 技術的保護手段の回避、除外、削除、無効化、破壊をしてはならない。

解説 技術により保護された手段の回避には、技術的に原状の形状が変わっている文学的又は美術的著作物、著作隣接権の対象となる実演等の原状回復のために行う作業も含まれる。

い) 技術的保護手段を回避し、又は回避を容易にするために商業目的で生み出された機器、製品、部品又はサービスを提供し、輸入し、頒布し、販売し、貸与し、販売若しくは貸与目的で広告し、又は所有してはならない。

4 5 あ) 第 44 条の規定にかかわらず、第 27 条あ項、い項、第 28 条い項及び第 33 条の規定に合致する制限及び例外を受けることのできる者は、技術的手段を用いて保護された著作物を利用するために、当該手段を回避する権利を享受することができる。

い) あ項の規定は、契約の規定に基づき、公衆が希望する場所と時間に利用できるようにした文学的又は美術的著作物、著作隣接権の対象となる実演等、又はその他の事項には、適用されない。

第 16 章

著作権又は著作隣接権の登録

4 6 著作者又は著作権者が、著作権の保有の確実な証明とするために文学的又は美術的著作物の登録を希望する場合は、規定に従って登録官に申請することができる。

4 7 登録官は、文学的又は美術的著作物の登録申請を審査し、規定に合致しない申請については、必要な補正を行い再提出するよう申請者に通知しなければならない。

4 8 著作権登録申請者は、

あ) 登録官が登録に関する決定を下す前、又は登録官の決定に関する不服申立に関して管轄庁が決定を下す前に、申請書その他書類の誤記及び修正可能なその他の不備の修正を希望する場合は、所定の料金を納付し、修正を登録官に申請することができる。

い) 登録官が登録に関する決定を下す前、又は登録官の決定に関する不服申立に関して管轄庁が決定を下す前に、文学的又は美術的著作物の登録申請を取り下げることができる。

4 9 第 47 条の規定による通知書を受領したにもかかわらず、申請者が通知書を受領後 30 日以内に必要な補正を行い提出しなかった場合は、文学的又は美術的著作物の登録申請は取り下げられたものとみなす。

5 0 規定に合致した文学的又は美術的著作物の登録申請に関して、登録官は、

あ) 第 13 条、14 条、15 条、16 条の規定に合致しているかを審査し、登録を許可又は却下することができる。

- い) あ項に基づく許可又は却下を著作権登録簿に登録し、申請者に通知しなければならないほか、登録を許可する場合は、所定の方法により公示しなければならない。
- う) 登録を許可する場合は、著作権登録証を申請者に発行しなければならない。
- 5 1 あ) 著作権者は、著作権登録証の原本を破損又は紛失した場合、所定の手数料を納付することにより、登録官に対して認証付き謄本の発行を申請することができる。
- い) 登録官は、審査の上、著作権登録証の認証付き謄本を発行しなければならない。
- 5 2 著作権者は、所定の手数料を納付し、登録簿に記載されている国籍及び住所、事務的な誤り並びに修正が許められている誤謬の修正を登録官に申請することができる。
- 5 3 著作隣接権者が、著作隣接権の保有の確実な証明とするために実演及びレコードの登録を希望する場合は、本章の登録に関する規定に従い、登録官に申請することができる。
- 5 4 著作権及び実演家、レコード製作者、放送事業者の著作隣接権は、本法による登録の有無にかかわらず、本法に規定された権利を享有する。

第 17 章

著作権又は著作隣接権登録の抹消

- 5 5 登録された著作権又は著作隣接権に関する諸権利が個人又は公共の利益を侵害している場合、当事者又は当事者団体は登録官に対し、当該登録の抹消を申請できる。
- 5 6 登録官は、当事者又は当事者団体の申請に基づき以下の事項に該当していることが判明した場合、著作権登録又は著作隣接権登録を抹消しなければならない。
 - あ) 第 16 条に規定される保護を受けない文学的又は美術的著作物であることが判明した場合
 - い) 著作者、著作権者、著作隣接権者が、登録する権限を有しないことが判明した場合
 - う) 定められた重要事項について欺き、不正確な記載をし、又は隠ぺいして著作権登録証又は著作隣接権登録証を取得したことが判明した場合
 - え) 著作権登録又は著作隣接権登録の抹消申請に関する知的財産権裁判所の最終決定又は判決を受け取った場合
- 5 7 登録官は、登録が抹消された場合、当該抹消を登録し、登録された著作権者又は著作隣接権者に通知し、所定の方法で公示しなければならない。

第 18 章

不服申立

- 5 8 あ) 本法に基づき登録官が下した決定に不服がある者は、当該決定が公示された日から 60 日以内に管轄庁に不服申立てを行うことができる。
- い) あ項に基づく不服申立てについて、管轄庁は、登録官の決定について承認、撤回、修正又は証拠書類の追加提出の指示を行うことができる。
- う) い項に基づいて証拠書類が追加提出された場合、管轄庁は、登録官の決定の承認、撤回又は修正を行うことができる。
- 5 9 管轄庁の決定に不服がある者は、当該決定通知を受領した日から 90 日以内に、この事案のために連邦最高裁判所が裁判管轄権を授与している知的財産権裁判所に申立てを行うことができる。

第 19 章

著作権又は著作隣接権集中管理団体の設立及び責務

- 6 0 著作権又は著作隣接権集中管理団体の設立を希望する者は、
- あ) 所定の著作権分野ごとに、集中管理団体の設立許可を、団体の定款及び機構図を添えて管轄庁に申請しなければならない。
- い) あ項による著作権又は著作隣接権集中管理団体の設立申請に当たり、著作権分野に応じて、当該分野の専門家を構成員として参加させて設立することができる。
- 6 1 管轄庁は、
- あ) 第 60 条による申請を審査し、規則の制定を許可又は却下することができる。
- い) 所定の著作権分野ごとに設立許可を与えた著作権又は著作隣接権集中管理団体の責務について指導し、必要に応じて協議調整することができる。
- 6 2 著作権又は著作隣接権集中管理団体は、関連する著作権分野ごとに、
- あ) 創作活動の振興事業を実施しなければならない。
- い) 著作者、著作権者及び著作隣接権者の権利享有及び権利侵害からの保護のため、調停を行うことができる。
- う) 文学的又は美術的著作物、実演、レコードについて著作者、著作権者及び著作隣接権者から委託を受けて、使用者から相応な使用料を徴収し、委託者に分配することができる。
- え) 必要な文学的又は美術的著作物、実演、レコードの紛失を避けるため、著作者、著作権者、又は著作隣接権者の同意を得て、又は購入して、収集及び維持管理をすることができる。
- お) 海外の著作権又は著作隣接権集中管理団体、国際機関、地域機関に連絡を取り、支援を要請及び提供することができる。

か) 管轄省及び関連省が定めた規則及び管轄庁が定めた規則、指令を遵守しなければならない。

第 20 章

知的財産権裁判所の設立

6 3 連邦最高裁判所は、

- あ) 知的財産に関する刑事訴訟又は民事訴訟を取り扱うため、適当な地域に知的財産権裁判所を設立し、裁判官を任命することができる。
- い) あ項に基づき任命された裁判官に対して、知的財産に関する事案を取り扱うために裁判管轄権及び権限を与えることができる。
- う) あ項に基づく知的財産権裁判所が設立される以前においては、知的財産に関する事案を取り扱うために適当な裁判所に対して、知的財産権裁判所の裁判管轄権と権限を与えることができる。
- え) 知的財産権裁判所が下した判決、命令、決定についての上訴審について裁判管轄権を有する知的財産権裁判所の裁判管轄権及び権限を定めなければならない。
- お) 第 59 条による申請を審理し判決を下すため、適当な知的財産権裁判所に、裁判管轄権及び権限を与えなければならない。

第 21 章

税関局による著作権又は著作隣接権の保護

6 4 権利者は、著作権又は著作隣接権を侵害しているとされる物品が国内に輸入された、輸入されている、又は輸入されようとしている際、証拠があれば、規則に従い、税関局長に対して、当該物品の市場への流通の差止命令の発布を申請することができる。

6 5 あ) 税関局長は、

- 1) 第 64 条による申請を受理した日から 30 日以内に、当該申請の承認又は却下を申請者に通知しなければならない。
 - 2) 申請を審査するための情報が不足している場合は、通知書発布から 15 日以内に申請者が追加情報を提出するよう、この決定を申請者に通知書を送付して、延期しなければならない。
 - 3) 申請を承認する際、規定に従い、申請者による税関への担保提供を定めることができる。
 - 4) 申請を却下した場合は、その理由を明確に説明しなければならない。
- い) 申請者がより短い期間を要求しない限り、あ項に規定される行為は 6 か月間有効であるものとする。

- 6 6 あ)税関局長は、第 65 条による申請を承認した後、又は税関における検査により、著作権又は著作隣接権を侵害する輸入品である十分な証拠がある場合は、当該品の市場流通を差し止めなければならない。当該差し止めについて申請者及び輸入者に速やかに通知しなければならない。
- い) 当該品が著作権又は著作隣接権を侵害する物品であるとする申請者の主張を立証させるため、税関局長は、秘密情報を漏洩させることなく、申請者及び輸入者に対して、差し止めた物品を十分に調査する機会を与えなければならない。
- 6 7 あ) 申請者が差止命令の通知を受けた日から 15 日以内に、申請者が事案について裁定を求める手続きを開始したこと、又は知的財産権裁判所による物品流通の差し止めの仮処分が延長されていることを税関局長へ通知しなかった場合、当該物品を解放しなければならない。必要な場合は、税関局長の決定により、この 15 日の期限を、規定の期間が経過する前に 15 日延長することができる。
- い) 傷みやすい物品の場合は、規定期間を 3 日とする。
- 6 8 輸入者は、差止命令通知書の受領後に不服がある場合、管轄の知的財産権裁判所に不服申立てをすることができる。知的財産権裁判所は、再審査の請求があった日から 30 日以内に、差止期間の修正、撤回、及び承認を行うことができる。
- 6 9 知的財産権裁判所が著作権又は著作隣接権を侵害する物品であると判断した場合、輸入者は、当該物品の保管、破棄、処分のための費用を税関局に納付しなければならない。
- 7 0 知的財産権裁判所が、著作権又は著作隣接権を侵害する物品ではないと判断した場合は、申請者は輸入者に対し、当該物品の誤った差止及び一時保管による損害額として、知的財産権裁判所が決定する金額を支払わなければならない。
- 7 1 本章の規定は、著作権又は著作隣接権を侵害する物品が、営利を目的としない輸入者により私用目的で旅行荷物として持ち込まれた場合、及び細則で規定される輸入品である場合には適用されない。
- 7 2 税関局長は、著作権又は著作隣接権を侵害する物品に関して世界税関機構、他国の税関局長、著作権又は著作隣接権集中管理団体と情報を交換し協力して対処することができる。

第 22 章

著作権又は著作隣接権侵害に関する知的財産権裁判所の権限

- 7 3 あ) 権利者は、損害について、第 74 条及び 75 条の規定に従い、民事訴訟により知的財産権裁判所に仮処分命令を申立てることができる。
- い) 権利者は、知的財産権裁判所に対して、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる。

- 7 4 あ) 知的財産権裁判所は、著作権又は著作隣接権侵害事件に関して、第 73 条あ項による申し立てがあった場合は、民事手続による救済のため、以下の一つ又は複数の仮処分命令を下すことができる。
- 1) 著作権又は著作隣接権侵害、及び著作権又は著作隣接権を侵害している物品（税関での通関手続きがなされた直後の物品を含む。）の国内市場への流通を防止するための適切な命令
 - 2) 訴訟が起こされた著作権又は著作隣接権侵害事件に係る証拠を保全するための適切な命令
 - 3) 管轄する税関局が発行した差止命令を修正、撤回、承認するための適切な命令
- い) 知的財産権裁判所は、仮処分を行うに当たり、請求者に次の事項の提出又は提供をするよう指示することができる。
- 1) 申請者が権利者であること及び申請者の権利が侵害されていることり又は侵害が差し迫っていることを明らかにするための十分な証拠の提出
 - 2) 仮処分の濫用を防止するための十分な保証金の納付
- う) 知的財産権裁判所は、あ項に基づく命令により仮処分を行うに当たり、申請者に対し、著作権又は著作隣接権侵害が申し立てられた物品を判別するために必要な追加情報を提出するよう指示することができる。
- え) 知的財産権裁判所は、申し立てられた仮処分の執行日から知的財産権裁判所が定める適切な期間内、又はそのような期間の定めがない場合は仮処分命令の決定日から 30 日以内に民事訴訟が提起されない場合、相手方からの請求により、第 75 条い項に影響を与えることなく、第 74 条あ項及び 75 条あ項に基づく仮処分の効果を取り消し、又は停止しなければならない。
- お) 知的財産権裁判所は、仮処分が取り消され、若しくは申請者の不作為又は作為により停止された場合、又は著作権又は著作隣接権侵害がないこと、若しくは侵害の可能性がないことが判明した場合、相手方の請求に基づいて、当該処分により生じた損害への適切な賠償金を申請者が相手方に支払うよう命じることができる。
- 7 5 あ) 知的財産権裁判所は、以下の状況において、一方的に仮処分命令を下すことができる。
- 1) 権利者に回復不可能な損害を引き起こす可能性のある遅延がある場合
 - 2) 証拠隠滅の明らかな危険がある場合
- い) 知的財産権裁判所が一方的に仮処分を行う場合、
- 1) 実施後遅滞なく、相手方に仮処分命令を通知しなければならない。
 - 2) 知的財産権裁判所が定める期間内に、又はその規定がない場合は通知の

日から 30 日以内に通知の名宛人が従わないときは、当該仮処分を執行しなければならない。

う) 知的財産権裁判所は、相手方の請求により、当該処分の修正、取消又は承認の判断を行うに当たっては、適切な期間内に両者を聴取し再審理を実施しなければならない。

7 6 あ) 知的財産権裁判所は、著作権又は著作隣接権侵害に関して、民法及び民事訴訟法に影響を与えることなく、第 73 条イ項による訴訟において、以下のうち一つ又は複数の命令を下すことができる。

1) 税関局に関税を納付して通関手続きを完了し輸入される著作権又は著作隣接権を侵害している物品の国内流通市場での流通防止を含む、著作権及び著作隣接権侵害に対する禁止命令

2) ア) 著作権又は著作隣接権侵害により生じる権利者の損害に対して、侵害者から権利者に十分な賠償金を支払わせる命令、又は適切な場合に、権利者から請求のあった規定の賠償金若しくは侵害者が享受した利益、又はその両方を支払わせる命令

イ) 訴訟費用、弁護士費用を含む権利者の相応の費用を支払わせる命令

3) 権利者の損害を防ぐため、賠償金の支払いなしに、著作権又は著作隣接権を侵害する物品を流通から排除し、又は廃棄させる命令

4) 著作権又は著作隣接権を侵害する物品の製作に主に使われる材料及び機械を市場から排除し、又は廃棄させる命令

い) 知的財産権裁判所は、あ項の 3 及び 4 による命令の発布を判断する際に、当該命令と著作権又は著作隣接権侵害の程度の均衡、及びその他関係者の利益を考慮しなければならない。

7 7 著作権又は著作隣接権侵害されたと不当な申立を行ったことが明らかになった場合は、その申立てにより不当な制限を被った相手方に対して、請求者は賠償金を支払わなければならない。また、知的財産権裁判所は請求者に対して、相手方の弁護士費用を含む裁判費用及びその他費用の支払いを命令することができる。

7 8 あ) 知的財産権裁判所は以下の状況において、現行法の規定に影響を与えることなく、適切な場合において、秘密情報の保護を確保しながら一方の訴訟当事者に対し証拠を提出するよう命令することができる。

1) 権利者が、当該請求を十分に証明することのできる有力な証拠を提出した場合

2) 権利者が、当該請求に関する十分な証拠を一方の訴訟当事者が所有していることを明確に示した場合

い) 十分な理由がない故意の侵害事件では、知的財産権裁判所は以下の状況において、被害者および侵害者の訴え又は証拠物を含む情報に基づいて、申立又は証

拠に関する聴取の機会を設けた上で、承認又は却下する暫定及び最終決定を下すことができる。

- 1) 必要な情報の取得を拒否した場合
- 2) 相応の期間内に必要な情報を提出しなかった場合
- 3) 処分に関する手続きを明らかに妨害した場合

- 7 9 知的財産権裁判所は、本法に基づき告訴された刑事事件で罰金を科す場合、罰金の全部又は一部を賠償金として被害者に支払うよう命令することができる。
- 8 0 同一の請求原因により刑事及び民事両方の裁判が請求された場合、知的財産権裁判所は、民事事件について賠償金を支払わせる判決、命令を下す際、第 79 条により定める罰金と賠償金として支払う金額を相殺しなければならない。
- 8 1 知的財産権裁判所は、著作権又は著作隣接権侵害に対する処分に関して本法に明確な規定がない場合、証拠法、刑事訴訟法、民事訴訟法及びその他関連する現行法の規定を準用することができる。

第 23 章

罰則

- 8 2 以下の行為を犯して有罪判決を受けた者は、3 年以下の禁固刑若しくは 100 万チャット以上の罰金、又はその両方が科せられる。
- あ) 権利者の許諾なく営利を目的として、
- 1) 著作権又は著作隣接権の保護を受ける著作物等の直接的又は間接的な複製、公衆への伝達及び公衆への頒布
 - 2) 著作権又は著作隣接権を侵害している物品の所有又は販売
 - 3) 著作権又は著作隣接権を侵害している物品のミャンマー国内への輸入
 - 4) 第 43 条及び 44 条で禁止されている行為の実施
- い) 著作権又は著作隣接権を侵害している物品の製作に主に使われる材料及び器具の所有
- 8 3 第 82 条の禁止行為に違反して有罪判決を受けた後、再び同じ行為で有罪判決を受けた者は、3 年以上 10 年以下の禁固刑に加え、1000 万チャット以下の罰金が科せられる。
- 8 4 以下の行為を犯して有罪判決を受けた者は、1 年以下の禁固刑、若しくは 200 万チャット以下の罰金、又はその両方が科せられる。
- あ) 著作権登録証又は著作隣接権登録証を不正に発行し、又は発行させる行為
- い) 著作権登録簿又は著作隣接権登録簿に悪意を持って不正確な記載をし、又は記載を行わせる行為
- 8 5 本法に規定される違反行為を企て、又はほう助した者は、当該違反行為に規定される罰則が科せられる。

第 24 章

雑則

- 8 6 本法による保護期間が満了した文学的又は美術的著作物、又は著作隣接権の対象となる実演等は公有とみなす。その公有著作物等は、著作者、著作権者、著作隣接権者の許諾なく自由に利用できるが、使用者は、著作者名及び著作者人格権を侵害してはならない。
- 8 7 本法により廃止される 1914 年ミャンマー著作権法による保護期間が満了していない著作権は、本法において規定する著作権の保護期間のとおり、著作権に関する権利を引き続き有するものとする。
- 8 8 本法の施行以前の、実演家、レコード製作者及び放送事業者に関する権利は、本法第 14 章に規定する保護期間のとおり、権利を有するものとする。
- 8 9 本法の規定は、本法が施行される前に締結された著作物、実演、レコード及び放送についての契約には適用されない。
- 9 0 本法の施行以前に著作権者又は著作隣接権者の許諾なく、公益のために法に則って作成された複製物は、本法の施行日から 2 年以内は、著作権者又は著作隣接権者の許諾なく、公衆に頒布することができる。
- 9 1 登録官が真正である旨を署名及び押印した著作権登録証謄本又は著作隣接権登録証謄本及び証拠書類は、管轄する知的財産権裁判所に証拠として提出することができる。
- 9 2 知的財産権裁判所は、著作権又は著作隣接権を侵害している物品及び犯罪に係る素材や器具を国庫に帰属させ、破棄させ、又はその他の方法を実施するために適当であると考えられる措置命令を下すことができる。
- 9 3 第 18 条あ項の規定にかかわらず、国家は治安、行政、立法及び司法に関する書籍若しくは書類その他適切な行為のために、文学的又は美術的著作物又は著作隣接権の対象となる実演等を利用することができる。
- 9 4 本法に規定する違法行為は、警察が捜査権をもつ違法行為である。
- 9 5 著作権又は著作隣接権に係る当事者間で生じた紛争は、調停、仲裁、又は裁判により解決することができる。
- 9 6 本法律の規定を履行させるため、管轄省は中央委員会及び管轄庁の事務を執り行うほか、費用を負担しなければならない。
- 9 7 管轄省は、連邦政府の同意を得て、国家公務員でない中央委員会委員、管轄庁委員及び作業部会委員の報酬及び費用を定めなければならない。
- 9 8 本法に規定される連邦級の役職者の任期は、通常、連邦大統領の任期と同一とする。
- 9 9 管轄省は、管轄庁の事務を遂行できるよう、管轄局及び知的財産分野ごとの部署を組織し、これに当たらせることができる。

- 100 本法により設立された中央委員会及び管轄庁は、全ての知的財産権法に関するものとみなされる。
- 101 本法の規定を実施するに当たり、
- あ) 連邦最高裁判所は、規則、規程、細則、通知、命令、指令及び手続書を発布することができる。
 - い) 管轄省及び関連省は、
 - 1) 連邦政府の同意を得て、規則、規程及び細則を発布することができる。
 - 2) 通知、命令、指令及び手続書を発布することができる。
 - う) 税関業務を担う省は、連邦政府の同意を得て、税関に関する規則、規程及び細則を発布することができる。
 - え) 管轄庁及び管轄局は、管轄省の同意を得て、通知、命令、指令及び手続書を発布することができる。
- 102 1914年ミャンマー著作権法は本法により廃止する。

ミャンマー連邦共和国憲法に則り、ここに署名する。

(署名) ウィン ミン
大統領
ミャンマー連邦共和国